

7 水 漁 第 1248 号
令和 7 年 11 月 18 日

株式会社日本政策金融公庫
農林水産事業本部営業推進部長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する融資につきましては、常々格段の御配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、当該漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、対応方よろしくお願いいたします。

7 水 漁 第 1248 号
令和 7 年 11 月 18 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する融資につきましては、常々格段の御配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来することが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、当該漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしく願いいたします。

7 水漁第 1248 号
令和 7 年 11 月 18 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する保証・保険業務につきましては、常々格段の御配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、当該漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

7 水漁第 1248 号
令和 7 年 11 月 18 日

全国漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

漁業者等に対する保証業務につきましては、常々格段の御配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害を受けた漁業者等においては、漁業経営等に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、当該漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

7 水 漁 第 1248 号
令和7年11月18日

全国漁業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度、瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等の依頼を、別紙のとおり関係金融機関等に対し行ったところです。

つきましては、漁業者等の被害の実情、漁業経営への影響等を十分御理解の上、被害漁業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう、窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き被害漁業者等の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう、特段の御配慮をいただくとともに、貴連合会傘下融資機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

7 水漁第 1248 号
令和 7 年 11 月 18 日

各県水産主務部長（別記参照） 殿

水産庁漁政部水産経営課長

瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害漁業者等に対する
資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について（依頼）

この度、瀬戸内海における高水温等によるカキのへい死に係る被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等の依頼を、別紙のとおり関係金融機関等に対し行ったところです。

つきましては、貴県におかれましても、このことを御了知いただくとともに、当該漁業者等及び関係漁業協同組合等に対し、適切な指導、助言等をよろしくお願いいたします。

別記

広島県水産主務部長
岡山県水産主務部長
兵庫県水産主務部長
愛媛県水産主務部長
香川県水産主務部長
徳島県水産主務部長